

## 生活保護制度の見直しに関する提言

生活保護制度は、昭和25年の法律制定以来一度も抜本的な見直しがなされぬまま現在に至っており、その制度疲労は限界に達していると言っても過言ではない。社会経済環境の変化に対応した生活保護制度の抜本的な見直しは、もはや待ったなしの状況である。

生活保護制度については、一昨年、国と地方の間で関係者協議会を設け、そのあり方について、保護率の上昇要因分析を始めさまざまな角度から議論を行っていたところである。その中で地方側は8項目の改革の方策を提言したにもかかわらず、国は何ら本質的な議論に入ろうとせず、一方的に協議会を打ち切ってしまったことは周知のとおりである。

こうした状況を受け、全国知事会・全国市長会は、「新たなセーフティネット検討会」を設置し、前述の提言を踏まえ、生活保護制度の抜本的な見直しを含む具体的方策について検討を進めてきたところである。一方、国においては「骨太の方針2006」において生活保護制度の抜本的改革の必要性に言及し、改革に向けた検討に着手している。こうした中、昨年9月には全国知事会、全国市長会の代表と厚生労働大臣との間で生活保護制度見直しに関して協議をしていく旨の合意がなされたところである。

我々は8項目に対する国の対応状況や「新たなセーフティネット検討会」の報告を踏まえつつ、今後の国との生活保護制度に関する協議に資するため、以下のとおり提言を取りまとめた。国はこうした地方の意見を真摯に受け止め、速やかに制度の抜本的な見直しに取り組まれることを求めるものである。

今後とも、セーフティネットの機能は国家責任により堅持されるべきものであり、その見直しにあたっては、全国同一制度として統一的に行うとともに、国庫負担率の引き下げを行わないことが前提であることはいうまでもない。

### 1 高齢者のための新たな生活保障の仕組みを創設すること

現在、被保護世帯全体に占める高齢者世帯の割合は概ね5割を占めており、今後の高齢化の進展によってその増加が懸念される。また、一般的には高齢者は、体力等の衰えや雇用機会の減少などによって就労自立が難しくなると言える。しかしながら、現行の生活保護制度はライフステージを考慮したものとはなっていない。そこで、当面、現行の生活保護制度内で高齢者のみの世帯を分離し、健康で文化的な最低限度の生活を維持・継続するための金銭

給付に特化する。なお、日常的な相談援助については、一般の高齢者施策で対応することとする。こうしたことにより、ケースワーカーをはじめ福祉事務所の執行体制の効率的な運用を図るべきである。

また、将来的には、生活保護制度とは別の高齢者対象の生活保障制度の検討も行うべきである。

## 2 就労自立を促進するための体制強化とその実効性を担保するための有期保護制度を検討すること

生活保護世帯の保護からの脱却を進めるためには、稼働世代の就労自立を強力に促進しなければならない。現行の施策においても生活保護世帯に対する就労支援は実施されているが、複合的な就労阻害要因を的確に解決する対策になっているとは言えない。そこで、ケースワーカー等のマンパワーを集中的に投入するとともに、生活保護実施機関だけではなく医療・社会福祉機関や労働機関、教育機関等が一体となって連携・協働し、就労の前提となる生活訓練やセラピーを始め、職業体験や職業訓練、更には就労斡旋など、複合的な就労阻害要因を取り除く体制を整備強化すべきである。

また、こうした就労支援対策は、集中的、計画的に提供していくことでその効果を高めることができる。そのため、期間を限定して強力な就労支援を集中的に実施する仕組みを導入することを検討し、徹底して就労自立を促進すべきである。

## 3 ボーダーライン層に対する支援策を講じること

非正規雇用者の増加など、被保護者との境界層、いわゆるボーダーライン層は着実に増加している。こうしたボーダーライン層は一度、生活保護を受給すると生活保護から脱却することが困難になる場合が多く、生活保護世帯に移行させないためにも積極的な対策を講じる必要がある。そこで、稼働世代に導入する集中的な就労自立のための支援策と同様の制度を導入することや、非正規労働者の待遇改善などに取り組むべきである。

平成19年3月23日

全国知事会